ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款

２０２０年２月１３日制定
２０２０年４月２７日改正
２０２５年３月２８日改正

（乙等が締結する契約の相手方の制限に関する特則）

第１条　乙、再委託先及び共同実施先（以下「乙等」という。）は、委託業務を実施するために締結する契約（売買、請負その他の契約であり契約金額１００万円未満のものを除く。）をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、委託業務の遂行上、当該事業者でなければ委託業務の遂行が困難又は不適当である場合は、甲の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

２　甲は、乙等が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、乙から必要な措置を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。

３　前二項の規定は、委託業務の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

（プログラムディレクター）

第２条　ムーンショット型研究開発事業において、目標毎に甲が任命するプログラムディレクター（以下「ＰＤ」という。）は、目標達成及び構想実現に向けて、ポートフォリオ（プログラムの構成（組み合わせ）や資源配分等の方針をまとめたマネジメント計画）を構築し、本事業を推進する。

（財産の処分の制限）

第３条　業務委託契約約款（以下「原約款」という。）第２０条第１項に定める甲に帰属する取得財産は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第２２条が適用される。

２　甲は、前項の取得財産について、原約款第２０条の２第５項の確認書の内容を適切と認めたときは、必要に応じて、経済産業大臣に財産処分の申請書等を提出する。

３　乙は、経済産業大臣による承認にあたり条件が付された場合は、その条件に従い、取得財産を処分するものとする。

（知的財産権の設定・移転）
第４条　本契約では、原約款第３１条第３項第四号ただし書きは適用しない。

（甲の解除権）
第５条　原約款第３７条第１項に次の１号を追加する。
　六　乙が、甲が公募時等に提示する応募要件を満たさなくなったとき。
２　原約款第３７条第２項に以下を追加する。
　また、甲は、ＰＤや内閣府に設置する戦略協議会の助言を踏まえ、ポートフォリオを見直す上でやむを得ないと判断する場合は、本契約を解除することができる。

（再委託先との契約）
第６条　本特別約款は、再委託先及び共同実施先に準用する。

（存続条項）
第７条　委託期間が終了し、又は原約款第３７条、第３８条、第３９条に基づき本契約を解除された場合であっても、本特別約款第３条、第４条及び第６条は各条項の対象事由が消滅するまでなおその効力を有する。

（原約款との関係）
第８条 この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附　則
本特別約款は、２０２０年２月１３日から施行する。

附　則
本特別約款は、２０２０年４月２７日から施行する。

附　則
１．本特別約款は、２０２５年４月１日から施行し適用する。
２．ただし、改正前の第４条及び第８条に対する規定の改正は、２０２５年４月１日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。